

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月30日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区横大路千両松町78番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 光アスコン株式会社 代表取締役 喜多川光世			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	24台	0台	0台	24台
	冷蔵機器及び冷凍機器	7台	2台	0台	9台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	経営管理室、事業推進室で台帳作成し更新・修理等を一括管理			
	廃棄時	登録を受けた回収業者であることを確認し、処分を依頼 事業推進室で「フロン充填及び改修証明書」を台帳ともに保管			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易点検表を作成し、3か月ごと安全パトロール時に点検 年2回専門業者に点検、メンテナンス依頼			
	廃棄時	主管社員、安全パトロールチェック要員を対象とする、研修会の実施。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器更新時に配慮				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。